

自己分析結果

1 安全で良質な水

■ 水質管理

県営水道は、県内の市町等水道へ水の「卸売り」をする事業（水道用水供給事業）ですので、給水栓（蛇口）での水質管理は行っておりません。この業務指標における数値は、市町等水道へ水道水を送り出す場所（供給点）における水質検査結果をもとにしています。

「平均残留塩素濃度」は令和4年度においては、 0.37mg/l となっております。近年においては、追加塩素設備の整備を行い、きめ細かい塩素注入管理を行えるように努力しております。

「最大カビ臭物質濃度水質基準比率」は、令和4年度においては、40%となっております。かび臭対策は、今後とも活性炭投入などの対応による水処理業務を適切に行い対処していく必要があります。

■ 施設管理

「原水水質監視度」は、原水の水質検査実施項目数を表すもので、県営水道では、水質基準項目、水質管理目標設定項目、農薬類など、最大限に検査を実施して適切な水質管理に努めています。

■ 事故災害対策

「水源の水質事故件数」は、年によって件数は変動しますが、しばしば発生しています。浄水場の水処理に影響するような事故はほとんどありませんが、あらゆる事故に対応可能な体制づくりが肝要であり、事故事例の分析やケーススタディ等、積極的に取り組む必要があります。

「粉末活性炭処理比率」は、11 浄水場の年間の浄水量のうち活性炭処理を行った水量を率で示しています。今後とも原水水質の状況変化に対応した適切な水処理業務を行う必要があります。

2 安定した水の供給

【運営管理】

■ 施設管理

県営水道では、近年の降雨量変動幅の増大などの気候変動等による流況の変化を踏まえつつ、渇水時においても安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とし、水道用水を安定的に供給できるよう水源の確保を図っています。

県営水道の水源は、全て河川表流水によります。愛知県内には、地盤沈下対策が必要な濃尾平野があり、地下水利用には十分な配慮が必要となっております。県営水道は、こうした地下水に替わる安定水源としての役割を担っています。

県営水道では、南海トラフ地震などの大規模地震への備えを重要課題とし、地震防災対策として広域調整池を整備し、浄水池及び広域調整池の容量により表される指標の「配水池貯留能力」は、0.39日となっております。

■ 事故災害対策

浄水場の停止事故については、ほとんど発生事例がありませんが、稀に発生する事故時においても、給水サービスの低下を最大限回避できるよう、ソフト面の充実にも取り組んでいく必要があります。

■ 環境対策

「配水量1 m³当たりの電力消費量」は、 0.28kWh/m^3 程度で推移しています。地形条件を利用した自然流下の活用や規模の大きさによる効率的な施設形態等により、電力消費量の低減に努めています。

また、環境へ配慮した取り組みとして、太陽光発電設備を備え、全体の1.89%ではありますが、再生可能エネルギーを活用しています。

【施設整備】

■ 施設更新

「法定耐用年数超過浄水施設率」は、沈殿池、ろ過池などのコンクリート建造物の耐用年数（60年）を超える浄水場施設を表す数値であり、県営水道の施設においては0%となっています。

「法定耐用年数超過設備率」は、個々の設備の法定耐用年数（概ね10～20年）を超えている設備を表す数値であり、60%程度で推移しています。経年化設備については、日頃のメンテナンスを行うとともに計画的に更新を行っています。

「法定耐用年数超過管路率」は管路の法定耐用年数（40年）を超えた管路を表す数値であり、約57%となっています。法定耐用年数超過管路については、日頃のメンテナンスを行うとともに計画的に更新を行っています。

■ 事故災害対策

「浄水施設の耐震化率」は、約41%となっています。この指標は、浄水場の着水井から沈殿池、ろ過池など全ての施設において耐震基準を満たす必要があるため、一部でも耐震性能を満たさない浄水場は耐震化されていないこととして扱っており、「浄水施設の主要構造物耐震化率」の約59%より低くなっております。

県営水道では、大規模地震時においても給水をより確実にを行うため、コンクリート建造物の耐震化を進めています。

「基幹管路の耐震適合率」は、県営水道の管路が耐震管である鋼管（溶接継手）を主体としているため、約89%の高い数値となっています。

3 健全な事業経営

■ 健全経営

経営状況に関する項目については、「営業収支比率」、「経常収支比率」及び「総収支比率」が100%を上回っており、健全な経営が行われていることが示されています。

企業債残高については、償還の進捗が進むことにより減少が見込まれますが、給水収益に対する企業債残高の割合（229.1%）は全国中間値（219.1：R2年度）より高い値で推移しています。

今後も、引き続き留保資金を活用し、将来負担に配慮しながら投資を進めるなど健全経営に努めていく必要があります。

■ 人材育成

県営水道の職員の「技術職員率」は約80%であり、概ね横ばいで推移しております。また、「水道業務平均経験年数」は、15年程度であり概ね横ばいで推移しております。近年は、経験年数の浅い職員への技術の継承及び人材育成に取り組んでおり、研修の体系的な実施や、現場での研修のサポート体制整備により、研修の充実を図っています。

技術職員の質的向上に配慮しているかどうかを示す「外部研修時間」及び「内部研修時間」について令和4年度においては、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により中止になっていた研修も少しずつ再開しています。今後もリモートでの研修を活用しながら、研修内容の充実に取り組んでまいります。

県営水道は、計画一日最大給水量にして国内第3位の大規模水道用水供給事業です。しかしながら、積極的な国際協力に取り組んできたとは言い難い状況にあり、日本水道協会の研修を利用した海外派遣研修等の実績があるのみです。

今後においては、JICA や日本水道協会の研修等、様々な形態による人的交流に関与していく必要があると考えています。

■ 業務委託

「浄水場第三者委託率」については、水道法第24条の3に基づく業務委託は実施しておりませんので0%となっておりますが、民間活力の導入の観点から浄水場の運転管理等についての委託を実施しています。こうしたことにより、受託者への技術指導力の確保も必要となっております。

■ 情報提供

県営水道は、一般家庭への直接的な給水サービスを行っていないため、数値化が困難な項目がほとんどです。しかしながら、県民への情報提供（広報誌配布等）や水道施設見学を充実させることにより、水道水の安全性をPRするなどして、県民の皆様が水道へ好感を持てるような取り組みが必要であります。